

1. サービス利用料金

(1) 利用料金（自己負担分）について

利用料金は下記の記載とおりとします。尚、「特定施設サービス計画」（ケアプラン）の内容によって異なりますので予めご了承下さい。

利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。この場合は文書で通知致します。

（介護予防）特定施設入居者生活介護費《1日あたりの料金》

		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	183単位	192円	383円	574円
要支援2	313単位	327円	655円	982円
要介護1	542単位	567円	1133円	1700円
要介護2	609単位	637円	1273円	1910円
要介護3	679単位	710円	1420円	2129円
要介護4	744単位	778円	1555円	2333円
要介護5	813単位	850円	1700円	2549円

- * 利用者の負担割合は「負担割合証」に記載された割合となります。
- * 夜間看護体制加算（Ⅱ）があります。これは、看護職員により、又は病院等との連携により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保した場合に、1日につき9単位（1割10円、2割19円、3割29円）を算定します。
- * 個別機能訓練加算（Ⅰ）があります。これは、機能訓練指導員・看護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に、1日につき12単位（1割13円、2割26円、3割38円）を加算し算定します。
- * サービス提供体制強化加算（Ⅰ）があります。これは、介護職員の中で介護福祉士の資格を持つ割合が70%以上であること及びサービスの質の向上に資する取り組みを行うことを条件に1日につき22単位（1割23円、2割46円、3割69円）を算定します。
- * 科学的介護推進体制加算があります。これは、定期的な評価を実施し、計画的に支援をすすめている場合に対して、一月につき40単位（1割42円、2割84円、3割126円）を算定します。
- * 協力医療機関連携加算（Ⅱ）があります。これは、協力医療機関と連携体制を構築し、定期的なカンファレンスの実施により情報共有を行う場合に一月につき40単位（1割42円、2割84円、3割126円）を算定します。
- * 生産性向上連携加算（Ⅱ）があります。これは、生産性向上促進の為、見守り機器等を導入し業務改善を継続的に行う場合に一月につき10単位（1割11円、2割21円、3割31円）を算定します。
- * 看取り介護加算（Ⅰ）があります。これは、医師が終末期であると判断した入居者について、医師、看護師、介護職員等が家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合、いづれ

も一日につき、死亡日1280単位（1割1338円、2割2676円、4013円）、死亡日以前2日又は3日680単位（1割711円、2割1422円、3割2132円）、死亡日以前4日以上30日以下144単位（1割151円、2割301円、452円）、死亡日以前31日以上45日以下72単位（1割76円、2割151円、3割226円）を算定します。

- * 退居時情報提供加算があります。これは、医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合に、1人につき1回に限り250単位（1割262円、2割523円、3割784円）を算定します。
- * 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）があります。これは、要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実施指導を3年に1回以上受けた場合に、1月につき5単位（1割6円、2割11円、3割16円）を算定します。
- * 新興感染症等施設療養費があります。これは、新興感染症のパンデミック発生時（必要に応じて指定される）において、施設内で感染した高齢者に対して施設内療養を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位（1割251円、2割502円、753円）を算定します。
- * 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）があります。これは、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、本人に対し、介護サービスを行った場合に、利用した単位数にサービス別加算率（8.2%）を乗じた単位数で算定されます。
- * 介護職員等特定処遇改善加算があります。これは、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得し、職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っており、技能・経験のある勤続年数の長い介護職員等の処遇改善を目的に賃金改善する加算として、合計単位数の1.8%を乗じます。
- * 介護職員等ベースアップ等支援加算があります。これは、介護職員等の賃上げ効果が継続される取り組みを行った場合に1か月の総単位数の1.5%加算されます。
- * 上記の利用料は一日あたりの目安であり、請求は月でまとめてさせていただきます。

(2) 利用の中止や変更について

利用予定日の前に、本人の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合は利用予定日の前日までに、事業者にご連絡して下さい。

(3) その他の費用として次に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
おむつ代=実費 おやつ代=実費
- ② 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用=実費